第５号様式(第１０条・第１６条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| さがみはら津久井産材の家づくり補助金交付申請書　　　年　　月　　日　相模原市長　あて申請者　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　(　　　　　)　　　　　さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第１０条の規定により、関係書類を添えて申請します。１．木造住宅の建築場所（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２．補助金交付申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 数量等 | 備　　考 |
| さがみはら津久井産材使用量（ア） | ㎥ |  |
| 補助金交付申請額 | 円 | （ア）×２０，０００円＝　　　　　　円（千円未満切捨て）ただし上限４００，０００円 |

３．添付書類（１）建築確認済証の写し（増改築等で建築確認を要しない場合にあっては、請負契約書の写し等）（２）完成図面、または、使用木材明細表(要綱参考様式３)（３）さがみはら津久井産材流通確認証の写し（４）完成写真（２方向から撮った全景） |

補助金の申請にあたり、私は、下記について確認及び同意しています。

１　要綱第４条に規定する市税の未納はありません。また、市において納付状況及び住民登録の調査を行うことに同意します。

２　申請者が暴力団員に該当しないことを誓約します。また暴力団員であるか否かの確認のため、必要に応じ、神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

（１）申請者が、相模原市暴力団排除条例（平成２３年相模原市条例第３１号）第２条第３号に規定する暴力団員である場合は、市長は、補助金の交付申請を却下します。

（２）補助金の交付決定後に申請者が暴力団員であることが判明した場合は、市長は、交付決定を取消し、補助金を既に交付している場合には補助金の返還を命ずるものとします。

さがみはら津久井産材の家づくり事業実績報告書

上記の申請について、さがみはら津久井産材利用促進・普及啓発事業補助金交付要綱第１６条の規定により事業を完了していることを報告します。

事業完了日　令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【市担当課処理欄】 | 確認方法 | 確認者 |
|  |  |